

令和 6 年度事業報告

令和 6 年度本会事業を次のとおり報告する。

【会員の動向と取扱事件の推移】

令和 7 年 4 月 1 日現在の会員数は、司法書士会員 237 名、法人会員 12 法人（主たる事務所を有する会員 7、従たる事務所のみを有する会員 5）である。この 1 年間に入会した会員は司法書士会員 13 名であり、退会した会員は司法書士会員 5 名であった。資料〔Ⅰ〕のとおりである。

令和 6 年度司法書士試験の合格者数は、管内（宇都宮地方法務局から合格証書の交付を希望した者）は 5 名であった。

取扱い事件の推移については、資料〔Ⅱ〕〔Ⅲ〕に記載されているとおりである。令和 6 年 4 月 1 日より相続登記の申請が義務化となり、本年度の全国の相続登記の件数は 10% ほど増加しているようである。相続登記の申請義務化に伴う過料は、令和 9 年 4 月 1 日より課される。今後の相続に関する不動産登記の相談及び依頼の増加が見込まれる。

前年度に引き続き成年後見業務を中心に財産管理承継業務が増加している。

【はじめに】

コロナ禍の記憶は新しいところであるが、従来からのインフルエンザも含めほぼ日常生活に対する影響や支障はなくなった。コロナ禍を経たことにより WEB 会議システムの導入加速などいい面での影響もあり、現在の生活、業務は、コロナ禍以前に比べその方式は、大きく変わっている。それに伴い司法書士業務についてもコロナ禍を経て大きく変化をしている。栃木県司法書士会（以下、「本会」という。）としては、会員がその変化にしっかりと対応できるように迅速かつ分かりやすい情報提供に努めた。

また、令和 6 年 4 月 1 日より相続登記申請が義務化とされた。相続についての相談及び登記申請の受任がなされるよう、本会としても積極的な広報を行った。

国の優先課題である「空き家・所有者不明土地問題」に本会としても積極的に取り組むため、県内各自治体との連携を深めるべく、各自治体と「空家等対策の推進に関する協定」の締結を推進した。

昨年元日に発生した能登半島地震、その後の大雨被害など、近年は災害の大規模化がみられる。比較的大規模災害が起きにくいといわれる栃木県

であるが、本県においてもどのような災害が起こるか全く予想がつかない。本年度は栃木県及び県内各市町と災害において平時にコミュニケーションが取れるように「災害時における被災者相談業務の実施に関する協定」を締結するように積極的に働きかけをした。

【基本方針への取組み】

相続登記申請義務化が施行されたことを踏まえ、令和6年11月17日に「相続・遺言に関する講演会&相談会」を開催した。また、前年度より再開された司法書士総合相談センター運営を軌道に乗せた。

成年後見業務及び財産管理・承継業務について、リーガルサポートとちぎ支部、栃木県弁護士会、関東信越税理士会栃木県支部連合会、栃木県事業承継・引継ぎ支援センター及び日本政策金融公庫宇都宮支店等と連携し積極的に取り組んだ。

令和6年4月1日に施行された改正「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下、「犯収法」という。）につき、研修会等を開催し会員への周知を促進するとともに、宅建業者団体、税理士会等と連携し、安全かつスムーズな業務執行が行えるような環境づくりに努めた。

綱紀事案処理手続の適正な運用を行った。

会員向けの研修会については、WEB開催の研修会を継続しつつ、集合形式での研修会開催を増加し、また、WEB開催を併用するいわゆるハイブリッド研修の円滑な開催を研究し、参加しやすい研修会の環境づくりに努めた。

高校生を対象とした「一日司法書士」については、本年度も継続して開催の可否を検討している。

本会の公式キャラクター「司法しかまる」の活用について、昨年に引き続きノベルティグッズ（ボールペン、クリアファイル）を相談会等で配布したほか、広報媒体には必ず使用するなど、その活用の範囲を広げて本会のイメージアップを図っている。

会報「やしお」は、作成時における作業の合理化をしつつ紙面の充実を行った。

司法書士総合相談センター及び相続登記相談センターの運営並びに自治体及び各種団体が開催する相談会へ相談員の派遣を行った。

法教育への取り組みとして、出張法律教室の案内、講師派遣を行った。

調停による和解合意に執行力を付与し得る制度の創設がなされた。改正対応も含め司法書士会調停センター「こんばす」の今後のあり方について検討した。

日本司法書士会連合会（以下、「日司連」という。）派遣による能登半

島地震被災者に対する相談会への相談員派遣を行った。

司法書士法改正については、本年度は、具体的な動きはなかったが、日司連及び栃木県司法書士政治連盟と連携して活動する準備をしている。

事務局業務のデジタル化推進として、事務局業務システムの導入を行った。

【各部の活動】

〈総務部〉

・職業倫理の確立

犯罪による収益の移転防止に関する法律が一部改正され、令和6年4月1日に全面施行されたことにより、司法書士等の各士業においても、本人特定事項に加え、取引目的、職業又は事業目的及び実質的支配者の確認が義務づけられることとなった。

これに伴い、司法書士会会則の付録様式規則も一部改正され、新様式の報告書による特定事件報告が求められることとされる等、不動産登記及び商業登記の担い手としての司法書士の責任が、これまで以上に拡大・明確化され、より強く求められることとなった。

・苦情処理に関する事業

本年度、会員に対する苦情が4件あった（うち1件は法務局より調査委嘱を受け、綱紀調査委員会へ付託）。

おおむね役員対応により終結する案件にとどまったが、依頼者とのコミュニケーション不足が苦情につながるケースが目立った。

引き続き依頼者への丁寧な説明と報告を心掛け、無用なトラブルの予防に努めていただきたい。

・紛議調停に関する事業（紛議調停委員会）

本年度、紛議調停の請求はなかった。

・綱紀事件への対応

前年度からの継続案件1件につき、量定意見小理事会において量定意見を付して法務局へ提出した。

本年度、綱紀調査委員会へ付託された案件が2件あり、2件とも法務局からの調査委嘱に基づくものである。2件とも現在調査中である。

・ **非司法書士排除活動（非司法書士排除委員会）**

法務局からの調査の委嘱に基づき、宇都宮地方法務局本局（不動産登記部門及び法人登記部門）、日光支局、真岡支局、小山出張所の4庁において調査を実施した。

調査結果に基づき、非司法書士排除委員会委員長、副委員長及び担当理事において報告書を作成し、法務局に提出した。

なお、不動産登記においては、各管轄の調査対象件数は本局約1,500件、日光145件、真岡・小山はいずれも約1,300件であり、違反が疑われた件数は本局1件、日光7件、真岡0件、小山0件であった。

本局法人登記部門においては、調査件数は約1,200件であり、違反が疑われた件数は7件であった。

・ **業務賠償責任保険に関する事業**

本年度、保険請求事案はなかった。

・ **司法書士法等改正への対応**

日司連主催の綱紀関連諸規則の改正に関する説明会（令和6年12月4日、WEB開催）に出席した。

・ **支部長会の開催**

支部長会を2回開催（令和6年9月3日、令和7年3月6日）し、意見交換を行った。

・ **会館管理**

消防設備の点検を受けた。

経年劣化に伴い、エレベーター部品の交換作業を受けた。

会館清掃、庭木の剪定を行った。

事務局車両のリース契約満了に伴い、現車両にて再リース契約した。

摩耗が激しくなっていたため、駐車場ラインの引き直し工事を行った。

長期間使用していなかった石油ストーブ2台を廃棄処分した。

印刷機のリース契約満了に伴い、現機種にて再リース契約した。

A L S O K ガードシステムの契約料金改定に伴い、改定後の料金にて契約継続した。

・事務合理化への対応

本会業務の円滑な運営を図るため、本会顧問である中小企業診断士と業務委託契約を再締結し、引き続き各種会議にオブザーバー参加していただき、有益な助言をいただいた。

前年度ほぼ毎月各1回開催していた事務局職員との個別面談及び事務局会議を、本年度も引き続き6月まで開催した。

事務局業務システムを導入し、会員データ管理、職務上請求書・職印証明書発行、旅費・日当の支給等について、事務局の業務効率化を図る目処をつけた。

事務局長を設置し、事務局全体の統括や対外業務への対応等の任に当たらせることとした。

・危機管理への対応

相談会等において、最後に残った会員が一人で消灯や施錠を担当するという、防犯上好ましくない事例が報告されているため、来年度防犯カメラを設置することを決定した。

・会則、規則、規程等の見直し

司法書士会会則基準の一部改正に伴い、個人会員の事務所名称の使用及び法人会員の社員の職務上の氏名の使用に関する会則規定の一部改正を行った。

旅費規程の一部改正を行った。

講師料、会議報酬及び相談員報酬規程の一部改正を行った。

会費減免規程の一部改正を行った。

補助者につき旧姓使用の可否を検討した。

会員証及び司法書士徽章に関する規程の一部改正を行った。

・福利厚生に関する事業

休職制度の新設及び労基法改正未反映箇所の是正のため、本会就業規則を一部改正した。

事務局職員の代休や有給休暇の時間休制度を設け、取得を促した。

事務局職員の健康診断を実施した。

・その他

日司連、関東ブロック、他県会、他団体等からのアンケート等に回答した。

登録証交付式の際に、新入会者に対して会則等の説明を行った。

関東ブロック総務部門担当者会議（令和６年１１月５日、令和７年２月３日）に出席して、情報交換をした。

権利証等の盗難・紛失届が１件あった。

貸与期間終了（令和６年１２月）に伴い、MAXHUBを本会で買い取った。

〈経理部〉

・会費納入管理

定額会費については、定期引き落としができない会員に対して、電話による督促を行った。年度内未納者はいなかった。

事件数割会費については、業務報告書の内容を精査し、記載内容に疑義がある会員の有無についての確認作業を行った。概ね適正な報告がなされていた。

・支出管理

適正かつ効率的に支出されているかを主眼として、日常の支出管理及び、３か月に一度の頻度で定期的な帳簿チェックを行った。

・決算関係、その他

本会の財政基盤の確立及び不測の事態等に備え、財務調整積立金を４００万円積み立て、合計３，０６２万７，０００円となった。

経年劣化、自然災害の影響などにより、今後相当規模の修繕が必要となることが予測される。そのため、今後の修繕・改修に備え、会館修繕積立金を４００万円積み立て、合計３，８３６万５，０００円とした。

〈企画部〉

・権利擁護・法教育への対応（権利擁護・法教育委員会）

継続して法律教室案内を高等学校に行った。

学校からの要請に応じ、宇都宮東高等学校附属中学校、佐野松桜高等学校、足利工業高等学校、益子芳星高等学校へ講師を派遣した。講義テーマは、スマホとSNS、クレジット悪徳商法など消費者問題に関する内容の講義依頼が多かった。

佐野市からは、遺言書の書き方をテーマに、上三川町からは、婚姻と

相続をテーマとする講師依頼があり各々講師を派遣した。

継続している矢板市生涯学習指導ボランティアとして「わ＼い（わい）バンク」へ登録した。

学校からは消費者問題に関する講義依頼が増えてきており、自治体からは相続に関する講義依頼があることから、講義に使用するレジュメの作成を始めた。

一日司法書士の開催については、実施を見送った。

高齢者向け消費者問題をテーマに活動している「とちぎ消費者ネットワーク」の勉強会に参加した。

・業務拡充への対応（業務拡充委員会）

裁判所からの依頼に基づく所有者不明土地建物管理人の推薦依頼に対応し、会員を推薦した。

財産管理处分制度である各種財産管理人等名簿登載のための指定研修会を実施し、名簿登載者の募集を行った。

司法書士業務との連携を目的として、社会保険労務士との交流会を実施した。

・相続並びに空き家及び所有者不明土地問題等への対応（制度推進研究委員会）

財産管理・承継ワーキングチーム

年度当初に令和３年民法・不動産登記法・相続土地国庫帰属制度等に関し実務に役立つポイント集を会員に配布した。

民事信託、相続土地国庫帰属制度に関する相続不要土地の処分に関する研修会を全体研修会にて企画し実施された。

司法書士による事業承継支援への取り組みとして、事業承継支援に協力可能な会員の募集を行い、その名簿を整えた。同名簿への登載要件は特になく、今後も募集を行っていく。また、本会と栃木県事業承継・引継ぎ支援センター、関東信越税理士会栃木県支部連合会、日本政策金融公庫宇都宮支店の４者において事業承継支援に関する提携を目的にした情報交換会として協議会を行った。また、関東ブロック協議会主催の業務報告会において、事業承継支援についての本会の取り組みとして当委員会から委員を派遣し、報告を行った。

空き家・所有者不明土地対策ワーキングチーム

本年度は、栃木県内の全自治体との「空家等対策の推進に関する協定」の締結に注力した。佐野市、小山市とは平成３０年、足利市とは令和２

年に締結済みであって、それ以外の全自治体との交渉を行った。その結果が次のとおりである。

- ・真岡市 令和6年 7月16日
- ・宇都宮市 令和6年10月17日
- ・矢板市 令和6年10月22日
- ・県内11町 令和6年10月28日
- ・日光市 令和6年12月 2日
- ・那須烏山市 令和7年 1月 8日
- ・さくら市 令和7年 2月10日
- ・栃木市 令和7年 2月18日
- ・下野市 令和7年 3月 4日
- ・大田原市 令和7年 3月21日
- ・鹿沼市 令和7年 4月 1日
- ・那須塩原市 令和7年 6月25日（締結予定）

令和6年9月8日、栃木県内全域を対象に電話相談会「空き家問題110」を実施した。

栃木県県土整備部用地課より権利者特定業務の委託を受け、本会会員8名を推薦した。

一般市民向けに「空き家問題の解決サポートします！」のチラシを作成した。

・各種受託事業への協力（財産管理人等名簿運営委員会）

業務拡充委員会を実施委員会として、新たな財産管理処分制度である所有者不明土地・建物管理人、管理不全土地・建物管理人について管理人名簿登載のための指定研修会を実施した。

各種財産管理人名簿（本委員会）、法律教室講師候補者名簿（権利擁護・法教育委員会）、空き家等問題に関する受託会員名簿及び事業承継支援業務に関する司法書士名簿（制度推進研究委員会）等各種名簿の一元化に向けて準備を進めた。

・会報の定期発行（会報編集室）

第385号、第386号、第387号及び第388号の会報「やしお」を発行した。会務情報の提供、各種研修会や相談会等イベントの記事、会員が発信したい情報など、従来の内容に加え、表紙になる絵画や写真を会員から募り、掲載した。

前年度に引き続き、Chatworkに随想舎（発行元）の担当者も入ってもらい、最終校正の確認までチャット上で行っている。1回の会

議時間は60分程度で完了している。

・ 対外広報事業（広報委員会）

前年度に引き続き外部専門家とコンサルティング契約を締結し、毎回委員会の会議に参加してもらい、効果的な広報についてアドバイスを受けながら下記の広報活動を行った。

相談事業の広報

本会の相談会の相談件数を増やすべく、相談事業運営委員会と合同の会議を行い、相談件数の現状について情報を共有した。有力な広報手段である各市町の広報誌の掲載状況・掲載内容にばらつきがあるため、改めて相談会の内容と広報誌への掲載を、各市町宛に依頼した。また、相談会の種類が複数あるため、利用者から見て、どの相談会に相談したら良いのかわかりづらいという意見があるため、ホームページでの相談会の案内の仕方について議論を行った。

相続登記義務化促進のための広報

県内各市町との空家協定が締結され行政との繋がりができたため、25市町の協定締結の担当課宛に、相続登記義務化のチラシを各200部ずつ印刷し配布を行った。また、県内の法務局（7カ所）に各200部ずつ、裁判所（16カ所）及び公証役場（4カ所）に各20部ずつチラシの配布を行った。

「司法しかまる」・「トウキツネ」のぬいぐるみの制作

本会公式キャラクター「司法しかまる」のぬいぐるみを100体、不動産登記推進イメージキャラクター「トウキツネ」を50体制作し、県内の各市町、裁判所及び公証役場等に相続登記義務化のチラシと併せて配布を行った。

本会ホームページのリニューアル

本会のホームページが何世代も前の古いフォーマットのものであるため、利便性・機能性・セキュリティの向上の観点から、株式会社ジップサービスとホームページのリニューアルに関する業務委託契約を締結し、改定作業に入った。

地域マラソン大会での広報活動

令和6年11月17日開催の宇都宮マラソン大会に、会員から参加希望者を募り、ランナー9名、応援団3名で参加した。広報委員会でデザインした本会（栃木県司法書士会）の名称と司法しかまるのキャラクターを印刷したオリジナルTシャツを着て走り、広報活動を行った。また、大会会場内には、本会の大きなのぼり旗と、司法しかまる・トウキツネのぬいぐるみを設置し、来場者にPRを行った。

〈研修部〉

・研修事業全般について

昨年に引き続きＺｏｏｍを使用したオンラインによる研修会の開催を中心に、オンラインによるディスカッション形式の倫理研修会を開催した。

会員の取得単位数及び支部別取得単位数は資料〔Ⅳ〕に記載のとおり。実施内容の詳細については「研修会実施内容」（資料〔Ⅴ〕）を参照されたい。

・全体研修会

前年度計画した研修スケジュールに沿って、計４回実施した（令和６年４月１３日、８月３１日、１１月３０日、令和７年２月８日）。

相続登記の義務化を含む民法・不動産登記法の改正点、話し方クレーム対応、相続土地国庫帰属制度含む負動産の処分方法、民事信託、事業承継、相続税及び贈与税の改正、国際相続の基礎及び実例、改正犯罪収益移転防止法その他、卓球女子オリンピック銀メダリスト平野早矢香氏を招いての倫理研修等、多岐に渡るテーマでの研修会を開催した。

本年度は、前年度を踏襲しながら、Ｚｏｏｍを使用したオンラインによる開催とし、かつＺｏｏｍの利用環境が整っていない会員を対象に、本会会館にて集合形式で講義を視聴するハイブリッド形式で実施したが、受講者全員分の駐車場が確保できていないことが引き続きの課題となっているため、別会場での集合形式での講義も実施した。

研修会運営側の育成のためオンライン研修会の運営方法について作成されたマニュアルは、昨年同様に利用し、Ｚｏｏｍの使用法の周知に努めた結果、ほとんどの受講者が問題なくオンライン研修を受講できるようになり、運営側、受講者側もオンライン形式による研修会に対応する体制が整った。

本年度は、研修会用に新規の機材の購入はなかったが、専門の業者を入れるなどして、Ｚｏｏｍ利用環境の向上に努めた。

・専門実務研修会、スポット研修会の開催

専門実務研修会として、所有権移転請求権仮登記の抹消登記手続請求事件についての研修会を集合形式により開催した。

改正犯罪収益移転防止法に対応すべく日司連より講師を招き、同法及びリスクベース・アプローチについての研修会をオンラインにより開催した。

ディスカッション形式の倫理研修会「なんでも座談会」を計１回オンラインにより開催した。

所有者不明土地・建物及び管理不全土地・建物管理人の名簿登載用の実務研修会を計１回オンラインにより開催した。

財産管理業務（不在者財産管理人・相続財産管理人）についての研修会を計２回オンラインにより開催した。

・ 倫理研修会

全体研修会に倫理を題材とした研修を組み込み開催した他、「なんでも座談会」を開催し倫理研修の履修の機会を設けた。

・ 単位未取得会員への対応

本会単位制研修単位未取得会員に対する指導要領に基づき対応を行った。

・ 新人研修（新入会者研修）

令和６年１２月７日、本会会館にて、栃木県司法書士会調停センターによる「相談業務研修」や、司法書士業務に関する質疑応答等を実施した。

受講者間の親睦を図るため、研修会後に懇親会を開催した。

・ 新人研修（配属研修）

本年度は、４名より申し込みがあり、配属研修の受け入れ事務所として、３事務所において、研修を実施した。

・ 支部研修会

県央東支部	１回
県央西支部	１回
真岡支部	２回
栃木支部	１回
小山支部	７回
大田原支部	２回
足利支部	１回

・ 日司連主催の研修会

第３９回日司連中央研修会

（令和６年１２月７日）日司連ホール又は各会員事務所 参加者なし

・ 年次制研修会

年次制研修会受講対象者に対し、下記のとおり実施した。

日司連年次制研修会

(令和6年7月6日) 日司連ホール 参加者なし

関東ブロック年次制研修会

(令和6年11月9日または12月7日) 各事務所等 5名

栃木県年次制研修会

(令和6年10月26日) 本会会館 35名

・ 関東ブロック主催の研修会

会員WEB研修会(令和6年10月5日) 各事務所等 21名

・ 第23回司法書士特別研修

第23回司法書士特別研修

(令和6年5月22日～6月30日) 6名

・ 日司連・関東ブロック主催の新人研修・会員研修等への人員派遣

講師及び運営スタッフを下記のとおり派遣した。

① 関東ブロック主催 会員研修会 1名

② 関東ブロック主催 新人研修会

講師(相続講義2コマ) 2名

講師(ゼミナール) 4名

・ 日司連ホームページの「研修ライブラリ」及び「eラーニング」利用の告知

単位未取得者を対象に、単位の取得方法の案内として利用方法を告知した。

・ 本会で管理する研修用DVD貸出手続の告知

会報「やしお」の誌面において、新着DVDリスト及び貸出方法の告知を行った。

・ ホームページを活用した研修日程の告知

ホームページの会員専用ページに年間の「研修スケジュール」を掲載し、本会で管理する研修用DVDの一覧を公開した。

- ・ ホームページ会員名簿欄への「研修単位取得の有無」及び「年次制研修の履修状況」に関する掲載

令和５年度の履修状況について、本年度４月以降ホームページにおいて各会員（登録１年未満の会員を除く）の研修単位取得状況を公開した。

〈相談事業部〉

- ・ 司法書士会総合相談センターの運営

本会会館、足利、日光、小山、那須塩原、栃木、真岡の７会場にて、面談による無料相談会を開催した（資料〔Ⅵ〕）。

- ・ 相続登記相談センターの運営

日司連の相続登記推進事業の一環である相続登記相談センターを、各会員事務所での面談と、本会受付による電話相談の方式により運営した（資料〔Ⅵ〕）。

- ・ 司法書士会調停センター「こんばす」の運営

本年度は、問い合わせにより７件の相談があり、うち２件が申込につながったが、２件とも相手方不応諾に終わった。前年度から継続案件で合意の成立が１件あった。

法務省への報告や、関係各所からのアンケートには適時対応した。

他会の調停センター担当者との意見交換会、情報交換会に参加した。

本会新人研修会における「相談ゼミナール及び情報交換会」を担当した。

他会の調停センターで実施された研修会に参加した。

令和６年４月１日に施行された裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律に対応すべく、調停手続実施規程の改正に取り掛かった。

- ・ 法の日無料相談会の実施

令和６年１０月１日の法の日に合わせて、本年度は県内各事務所において面談または電話による無料相談会を実施した（資料〔Ⅶ〕）。

- ・ 被災者支援活動

石川県司法書士会及び日司連からの令和６年能登半島地震被災者に対する相談会への相談員派遣要請に基づき、令和６年１０月１２日及び同

年 1 1 月 1 6 日の計 2 回、本会会員各 4 名の計 8 名を相談員として石川県珠洲市へ派遣した。（資料「X」）

・「相続・遺言に関する講演会＆相談会」の実施

令和 6 年 4 月 1 日に義務化された相続登記について国民に周知広報を行うことを目的として、宇都宮地方法務局及び栃木県土地家屋調査士会との共催による「相続・遺言に関する講演会＆相談会」を令和 6 年 1 1 月 2 3 日、栃木県青年会館コンセーレにて実施した。本会会員から講師 1 名、相談員 1 0 名が参加した。

・各種相談会への相談員の派遣

令和 7 年 2 月 9 日に栃木県弁護士会館において開催された五士会無料相談会の相談員として本会会員 2 名を派遣した。

〈その他の事業〉

1. デジタル化推進小理事会

事務局の業務効率化を図るため、事務局業務システムを導入した。
導入した C h a t w o r k の利用方法について検討した。

2. 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートとちぎ支部への支援

令和 6 年 1 2 月 1 3 日開催の常任理事会に、リーガルサポートとちぎ支部長及び副支部長にオブザーバー参加してもらい、意見交換した。

副支部長からは、同月時点における成年後見人等の推薦依頼の件数及び受任状況について、支部長からは、同支部の財政健全化への対応状況について、それぞれ説明がなされた。

毎月第 2・第 4 金曜日に開催されている「成年後見・相続・遺言の無料法律相談会」の会場として本会会館を提供している。

3. 関連団体との交流と情報収集

・法務局との協議会の開催及び協力

宇都宮地方法務局との二者協議会（令和 7 年 1 月 3 0 日、宇都宮地方法務局本局会議室）を開催した。

・県及び各市町との協議

各種協議会等へ担当会員等を派遣した（資料〔X〕）。

災害時における被災者相談業務の実施に関する協定を以下のとおり締結した。

日光市 令和6年10月10日

宇都宮市 令和6年10月17日

矢板市 令和6年10月22日

県内11町 令和6年10月28日

那須烏山市 令和7年 1月 8日

佐野市 令和7年 1月16日

さくら市 令和7年 2月10日

足利市 令和7年 2月12日

栃木市 令和7年 2月18日

下野市 令和7年 3月 4日

大田原市 令和7年 3月21日

鹿沼市 令和7年 4月 1日

那須塩原市 令和7年 6月25日（予定）

・三士会（司法書士・土地家屋調査士・行政書士）の開催

当番会である栃木県行政書士会館において、三士会を開催した（令和6年7月18日）。

三士会合同相談会を開催した（令和7年1月18日、ライトキューブ宇都宮）。

担当相談員相互の回答を確認しながら、無駄のない効率の良い相談ができた。相談件数は資料〔Ⅷ〕のとおり。

相談会の後、意見交換会を開催した。

・五士会（司法書士・弁護士・公認会計士・不動産鑑定士・税理士）の開催

五士会懇談会を開催し、各会の実情について情報交換した（幹事会：栃木県弁護士会 令和6年12月5日、ホテルニューイタヤ）。

共同事業として、五士会主催の無料法律相談会を開催した（令和7年2月9日、栃木県弁護士会館）。

・栃木県宅地建物取引業協会及び全日本不動産協会栃木県本部との情報交換会

一昨年10月の初開催に続き、本年度も県宅建協会との情報交換会を開催した（令和6年4月9日、県宅建協会会館）。

また同日全日本不動産協会栃木県本部とも、初の情報交換会を開催した（同本部会館）。

主に改正犯収法への対応について意見を交わした。

- ・ 関ブロ市民公開講座への出席

第48回関ブロ市民公開講座（主管：山梨県司法書士会 令和6年9月21日、甲府市）に出席した。

- ・ その他消費者団体等への協力

第25回星の家まつり（主催：認定特定非営利活動法人青少年の自立を支える会 令和6年10月20日、ろまんちっく村）を後援した。

日本プライマリ・ケア連合学会第13回関東甲信越ブロック地方会（主催：日本プライマリ・ケア連合学会栃木支部 令和6年12月1日、ライトキューブ宇都宮）を後援した。

第29回在宅ケアネットワーク栃木総会・第3回在宅医療推進フォーラム in 栃木（主催：在宅ケアネットワークとちぎ 令和7年2月11日、自治医科大学地域医療情報研修センター）を後援した。

第24回青少年の自立を支える会コンサート（主催：認定特定非営利活動法人青少年の自立を支える会 令和7年3月16日、宇都宮市文化会館大ホール）を後援した。

4. 他団体からの要請に基づく講師の派遣及び推薦

資料〔X〕に記載されているとおりである。

5. 日本司法支援センター（法テラス）への協力

本年度、協力依頼はなかった。